



國治令

拾
止

3保7
3295
19止



3保 7門
9.285
卷 13上

百地藏書



此乃以去印行印本全卷之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法
行印本之通周法

何事未竟
大亦未竟
好令中記
山在市中

石上出羽守殿

續言下

天保三年

正月

上方七言言及江原の春上の事と申す
三月の十日迄申す事

兵之邊に新志を立判り給ふに後為存す
無原之印事に解如く所引給張る
ち又張る事あり給ふ事
此の事は又西國の事なり
此の事は又西國の事なり

了る事は
の事は

一志を立判り給ふ事
下りて兵之邊に新志を立判り給ふ事
此の事は又西國の事なり
此の事は又西國の事なり

石上出羽守殿

天保三年十月

此の事は又西國の事なり

通目... 判... 判... 判... 判...
... 判... 判... 判... 判...
... 判... 判... 判... 判...

判... 判...

十〇

判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判...

判... 判...

(Faint bleed-through text)

判...

判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判...

判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判...
判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判...
判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判...

判... 判...

判... 判...

判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判... 判...

此書の... 毎... 用...
... 判... 判...
... 換... 方...
... 年...

七〇

... ..

天保... 年

...

...
...
...
...

...

... ..
... ..
... ..
... ..
... ..
... ..

天保... 年

...

...

... ..
... ..
... ..

兵部侍郎孫承澤等奏請
將各省鹽課酌量裁減
以紓民困等因奉旨
著照所請欽此

一、各省鹽課酌量裁減
以紓民困等因奉旨
著照所請欽此

兵部侍郎孫承澤等奏請
將各省鹽課酌量裁減
以紓民困等因奉旨
著照所請欽此

天保元年
十月

兵部侍郎孫承澤等奏請
將各省鹽課酌量裁減
以紓民困等因奉旨
著照所請欽此

奏

兵部侍郎孫承澤等
奏請將各省鹽課酌量
裁減以紓民困等因
奉旨著照所請欽此

兵部侍郎孫承澤等奏請
將各省鹽課酌量裁減
以紓民困等因奉旨
著照所請欽此

周知各處
〇

三月

〇

一會即沙年

傳

州府各處
〇

三月

〇

〇

三月廿九日
〇

〇

〇

〇

三月廿九日
〇

海軍の発展に資する為、本國の海軍に必要なる兵器を輸入すべし

九月

本國の海軍

海軍の発展に資する為、本國の海軍に必要なる兵器を輸入すべし

九月

本國の海軍

海軍の発展に資する為、本國の海軍に必要なる兵器を輸入すべし

九月

海軍の発展

海軍の発展に資する為、本國の海軍に必要なる兵器を輸入すべし

九月

海軍の発展に資する為、本國の海軍に必要なる兵器を輸入すべし

右通の船

右通の船は、

大船

大船

大船

大船

大船

大船

右通の船は、
送中出船の船は、
右通の船は、

右通の船は、
送中出船の船は、
右通の船は、
送中出船の船は、
右通の船は、
送中出船の船は、

大船

大船

大船

大船

大船

右通の船は、
送中出船の船は、
右通の船は、
送中出船の船は、

多岐の國と云ふは遠く東にありて昔は倭國と云ふに
しるすなり

吾年冬多岐の國に用事ありて多岐の國に
至りて多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に

多岐の國に多岐の國

天保七甲
+

多岐の國に多岐の國

多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に

多岐の國に多岐の國

多岐の國に多岐の國
多岐の國に多岐の國
多岐の國に多岐の國
多岐の國に多岐の國

多岐の國に多岐の國

多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に
多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に多岐の國に

今海軍の官軍の七年中卒に於ては、
下は、
今海軍の官軍の七年中卒に於ては、
下は、

今海軍の官軍の七年中卒に於ては、

大正七年甲午

今海軍の官軍の七年中卒に於ては、
下は、

海軍の官軍の七年中卒に於ては、

今海軍の官軍の七年中卒に於ては、
下は、

海軍の官軍の七年中卒に於ては、

海軍の官軍の七年中卒に於ては、

今海軍の官軍の七年中卒に於ては、
下は、
今海軍の官軍の七年中卒に於ては、
下は、
今海軍の官軍の七年中卒に於ては、
下は、

右の如く例に... 十年の解... 北の如く... 海に... けら...
右の如く例に... 十年の解... 北の如く... 海に... けら...

右の如く解

三〇

右の如く解... 十年の解... 北の如く... 海に... けら...

大保の如く

三〇

右の如く

市... 美... 日...
市... 美... 日...

右の如く例に... 十年の解... 北の如く... 海に... けら...
右の如く例に... 十年の解... 北の如く... 海に... けら...

是の如くは勿論事から難る意はたゞ信に改むる
を以て信に改むる事易くおける度長今信に改むる事
を以て信に改むる事難くおける度長今信に改むる事
を以て信に改むる事難くおける度長今信に改むる事
を以て信に改むる事難くおける度長今信に改むる事
を以て信に改むる事難くおける度長今信に改むる事
を以て信に改むる事難くおける度長今信に改むる事
を以て信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

日名進の通用信の如く
信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

天保の如く

信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

信に改むる事難くおける度長今信に改むる事

ワタ新程... 判... 用...
判... 用...
判... 用...
判... 用...

判... 用...
判... 用...
判... 用...

判... 用...
判... 用...
判... 用...

判... 用...
判... 用...
判... 用...

十

判... 用...
判... 用...
判... 用...

判... 用...
判... 用...
判... 用...

之指書

之指書

之指書

之指書

之指書

之指書

之指書

之指書

今之指書

之指書

之指書

之指書

之指書

之指書

今之指書

今之指書

大々社殿宇馬中分りて海に備へ置き其屋居たり

此の事も亦た其の別を別其の書も亦た其の別
の事も亦た其の別を別其の書も亦た其の別
の事も亦た其の別を別其の書も亦た其の別

心二多の御事也

此の事も亦た其の別を別其の書も亦た其の別
の事も亦た其の別を別其の書も亦た其の別
の事も亦た其の別を別其の書も亦た其の別
の事も亦た其の別を別其の書も亦た其の別

文保八
十月五日

物言上紙

今一物言上紙
物言上紙
物言上紙
物言上紙
物言上紙
物言上紙
物言上紙

此の事も亦た其の別を別其の書も亦た其の別

世に通用するを免けるに信家とて流石の新説なるが如
く之は任するに在るが如くは其の如くは其の如くは其の如く
古語の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
通用するに免けるに信家とて流石の新説なるが如くは其の如く
沙汰

十の

右の如く相解

冬に思ふに其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
十月に思ふに其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
而して其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
而して其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
一に其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
相解の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
而して其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
一に其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは

右通之... 清之... 法... 經...

十月

右... 之...

右... 之...

天保八年十月...

源遠... 名... 月... 日...

為...

法... 之...

P 後

右... 之... 法... 經... 之...

天保八年十月...

右... 之... 法... 經... 之...

之書通用の或る病名とある事

一 疔瘡名多しと記すは此等之類は其類を疔瘡と云ふは勿論
新撰権名法記名多し其類を疔瘡と云ふは勿論
是又之類の疔瘡と云ふ類は其類を疔瘡と云ふは勿論
との事方々あり記す事

此等記す名は其類の疔瘡と云ふ類は其類を疔瘡と云ふは勿論
疔瘡と云ふ類は其類を疔瘡と云ふは勿論

一 疔瘡名多しと記すは此等之類は其類を疔瘡と云ふは勿論
新撰権名法記名多し其類を疔瘡と云ふは勿論

一 疔瘡名多しと記すは此等之類は其類を疔瘡と云ふは勿論
新撰権名法記名多し其類を疔瘡と云ふは勿論

うしむ事
疔瘡の類

十二

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

疔瘡

出日

出日

し

左の海

大

十三

右の海

右の海
左の海
出日

梯第のり... 出日... 右の海... 左の海... 出日... 右の海... 左の海... 出日...

右の海... 左の海... 出日... 右の海... 左の海... 出日... 右の海... 左の海... 出日... 右の海... 左の海... 出日...

出日

右の海

今一冊の書物に記された事柄を記す

天保九年

○

遠 尾崎
海 遠
内 志保
口 隼

也

先きし事をも記す

一

子母の書物に記された事柄を記す

今一冊の書物に記された事柄を記す
天保九年
○
遠 尾崎
海 遠
内 志保
口 隼

今一冊の書物に記された事柄を記す

天保九年

石上 仙傳類聚の巻之七十四

石上 仙傳類聚

石上 仙傳類聚

石上 仙傳類聚

石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四

石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四

石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四

石上 仙傳類聚

石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四
石上 仙傳類聚の巻之七十四

石上 仙傳類聚
石上 仙傳類聚
石上 仙傳類聚
石上 仙傳類聚
石上 仙傳類聚

日集心

為其

追々其の情通るる○附子法徳の心

人判る意保ふ心以て後○其五徳其心其徳也
其有世を信す其有世を信す其有世を信す其有世を信す
通也

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

文法及以て

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

心之類を以て

九月

左の海軍の... (vertical text)

三保丸
九月十九日

遠 在 遠 府
明 遠 府
西 遠 府

カシガ

追々... (vertical text)

通國... (vertical text)

水陸... (vertical text)

繪巻の巻頭 (C. 1. 1. 1. 1.)

大保十三年

十

左の巻頭

右の巻頭

十

大保十三年

左の巻頭

右の巻頭

左の巻頭

大保十三年

十

十

左の巻頭

大保十三年

左の巻頭

右の巻頭

大保十三年

十

大保十三年

左の巻頭

右の巻頭

Handwritten text in Chinese characters, appearing as bleed-through from the reverse side of the page. The text is faint and difficult to decipher but seems to be organized into several lines or columns.

以下全て
白紙

百地藏書

